

# ポーランド週報

(2023年8月3日～2023年8月9日)

令和5年(2023年)8月11日

H E A D L I N E S		
<p><b>政治</b> 「ポーランド2050」と「農民党」(PSL)との選挙協力の成立 与党「法と正義」(PiS)と欧州人民党党首との争い ポーランド議会選挙の投票日の公示 韓国製FA-50戦闘機の試験飛行終了 ロシアが及ぼした影響を調査する国家委員会設置法改正案に対する欧州委員会報道官コメント ポーランド外務省からベラルーシ外務省への情報提供に関する声明 国防大臣と米国防長官との電話会談 カミンスキ内務・行政大臣とビロタイテ・リトアニア内務大臣との電話会談 ニジェール情勢に関するポーランド外務省声明 地方自治体に対する対独戦後賠償請求に関する支援要請文書の送付 軍記念日パレードの実施 ポーランド・エストニア・ラトビア・リトアニア外相によるベラルーシの違法な大統領選挙に関する共同声明発表とラウ外相によるスピーチの実施</p>	<p>【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p>	
<p><b>治安等</b> ベラルーシとの国境における不法越境及び検問所の状況 ロシア諜報機関のベラルーシ人スパイが逮捕 ベラルーシとの国境の治安状況等に関する内務・行政副大臣発表</p>		
<p><b>経済</b> 児童手当を800ズロチに増額 ウクライナの穀物問題 2023年予算法の改正が完了 ニエジェルスキ保健大臣の辞任 2023年上半期の予算年間計画達成率44.8% 雇用求人率84%で、経験者を求める求人率増加 2023年のGDP成長率は0.6%、2024年には2.8%に上昇する可能性 ポーランド労働市場における外国人の雇用状況 2023年上半期のPAIHによる輸出支援 グダンスク港における貨物総量の記録更新 大手携帯通信事業者4社による5Gオークションへの入札 8月10日から、ポーランドが中国の旅行会社が団体旅行を企画できる国のリストに掲載 ポーランドは商業用不動産投資において中・東欧をリード PCFグループは251万株のシリーズGの需要積み上げ方式での株式発行を開始 倒産件数は21.3%増加 シヨパン空港、7月の旅客数は約200万人 原子力分野の従業員育成 hiPower Europe、ポーランドで事業活動を開始 エネルギー多消費セクターへの支援 ポーランド、炭素排出枠の売却で数十億ドルを稼ぐ OSGE、SMRの環境認可を申請 ポーランド、秋にエネルギー安全保障庁設立を視野に 今年LNG出荷量において記録的な年になる — Gaz-System ポーランドの宇宙分野の動向</p>		

<p><b>大使館からのお知らせ</b>          長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意          欧州でのテロ等に対する注意喚起          孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ          「たびレジ」への登録のお願い          新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起          マイナンバーカード取得のお願い          年金受給者の現況届提出について          有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて          旅券のオンライン申請等の開始について          大使館広報文化センター開館時間          文化行事・大使館関連行事</p>	
<p>在ポーランド日本国大使館          ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000  <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a></p>	

政 治
内 政

**「ポーランド2050」と「農民党」(PSL)との選挙協力の成立【5日】**

5日、「第3の道」と呼ばれている「ポーランド2050」と「農民党」(PSL)は、選挙連合として共に秋の議会選挙に臨むという最終的な決定を下したと発表した。ホウオヴニャ「ポーランド2050」党首は、「「ポーランド2050」はPSLと共に今回の選挙に臨む。」と述べ、コシニャク＝カミシュPSL党首は、「私たちは、共に誓い、共に約束し、共通の道(第3の道)を通じて前に進む。」と語った。

**与党「法と正義」(PiS)と欧州人民党党首との争い【7日】**

7日、独の政治家で欧州人民党(EPP)の党首を務めるマンフレッド・ヴェーバー欧州議会議員は、第2ドイツテレビ(ZDF)のインタビューに応じ、ポーランド政権と与党「法と正義」(PiS)を強く批判した。同党首は、「すべての政党は、法の支配を受け入れなければならない。これ(法の支配)は、法治国家とメディア

の自由を体系的に攻撃するポーランドのPiSに対するバリアとなる。これ(法の支配)を受け入れる者は、政治的には競争相手であったとしても民主的なパートナーになれる。しかし、独の「ドイツのための選択肢」(AfD)、仏のマリーヌ・ル・ペン「国民連合」党首またはポーランドのPiSのように、これ(法の支配)を守らないすべての他の者たちは、我々の敵であり、我々によって戦いを迫られることになる。」と述べた。このようなコメントに反応を示したモラヴィエツキ首相は、X(旧ツイッター)に動画を投稿し、同党首に向けて10月2日に公開討論会を開いて議論を行おうと呼びかけたが、同党首は即座に拒否した。

**ポーランド議会選挙の投票日の公示【8日】**

ドゥダ大統領は、2023年8月8日付けポーランド共和国大統領令により、ポーランド共和国下院及びポーランド共和国上院の選挙を布告した。同選挙は、2023年10月15日(日)に実施される。

外交・安全保障
---------

**韓国製FA-50戦闘機の試験飛行終了【3日】**

3日、ブワシュチャク国防大臣は、7月にポーランドに引き渡された韓国製 FA-50戦闘機のポーランド領空での試験飛行が、成功裏に終了したことを明らかにした。試験飛行は、ポーランドと韓国の双方のパイロットによって行われ、機体の引き渡しの最終段階でもあった。

3日、ヒッパー欧州委員会報道官は、7月末に成立したポーランド国内の安全保障にロシアが及ぼした影響を調査する国家委員会設置法改正案について、「依然として非常に深刻な懸念を引き起こしている。委員会が運用を開始した場合のEU法の遵守についても、懸念が生じる。」とコメントした。

**ロシアが及ぼした影響を調査する国家委員会設置法改正案に対する欧州委員会報道官コメント【3日】**

**ポーランド外務省からベラルーシ外務省への情報提供に関する声明【4日】**

4日、ミンスクのポーランド大使館は、ベラルーシ外務省に対して、1日にベラルーシ軍のヘリコプター2機がポーランド領空侵犯を犯した事実を裏付ける詳細な情報を提供した。提示された情報は、ベラルーシ外務省及び国防省の公式コミュニケで表明されたベラルーシ共和国の立場と矛盾している。ポーランドはベラルーシ側に対し、この事案を早急に明らかにし、この問題に関する立場を正し、ポーランド・ベラルーシ国境沿いでいかなる挑発行為もやめるよう求めている。

#### 国防大臣と米国防長官との電話会談【4日】

4日、ブワシュチャク国防大臣は、オースティン米国防長官と電話会談を行ったことを明らかにし、「我々は、ポーランドと米国の軍事協力について話し合った。ポーランド軍の増強及び米国との同盟関係の強化は、モデルとなるべき協力関係である。ポーランドが提供している安全保障はNATOの近隣諸国まで広がりを見せており、NATO東方全体にまで及んでいる。」と述べた。

#### カミンスキ内務・行政大臣とビロタイテ・リトアニア内務大臣との電話会談【4日】

4日、カミンスキ内務・行政大臣とビロタイテ・リトアニア内務大臣は電話会談を行い、ベラルーシ国境の現状について議論した。両大臣は、ベラルーシからの継続的脅威や将来起こり得る国境地域での挑発行為に対応するための対応計画について合意した。また、ベラルーシ国境が閉鎖され、ルカシェンコ政権が孤立することとなった場合のメカニズムについても話し合われた。両国は、ポーランドとリトアニアの安全保障分野における強力で前向きな協力関係を強調した。

#### ニジェール情勢に関するポーランド外務省声明【5日】

5日、ポーランド外務省は声明を出し、ニジェールにおいてバズム大統領を権力の座から落とそうとするクーデターが起きたことを受けて、ポーランドはニジェールの安定・平和・民主主義の尊重を保証する政治的解決に向けた西アフリカ諸国経済共同体(E COWAS)とアフリカ連合(AU)の努力を支持する、と表明した。

## 治 安 等

#### ベラルーシとの国境における不法越境及び検問所の状況【3日】

国境警備隊によると、3日、計186人の外国人がベラルーシからポーランドへ不法に越境を試み、そのうち51人がベラルーシに送還された。主に、イラン、イラク及びインドの国籍者であった。

ベラルーシとの国境付近の町ミエルニクの近郊では、国境警備隊が25人の集団による越境の試みを阻止した際、爆竹を投げつけられる事案が発生した。

#### 地方自治体に対する対独戦後賠償請求に関する支援要請文書の送付【7日】

7日、ムラルチク外務副大臣兼1939年から1945年にかけて独の侵略と占領によってもたらされた損害に対する補償担当政府全権委員は、ポーランドの地方自治体に対して1939年から1945年にかけてドイツがポーランドを侵略・占領したことによって生じた損害の補償をドイツから得るための政府の取り組みに対する地方自治体の支援を求める書簡を送付した。書簡では、地方自治体の長に対し、歴史の真実を追究し、保存するための努力に参加するために、戦後賠償請求を得るための政府の努力を支持する決議を採択すること、国内にある独による犯罪の跡地を記念すること、地方レベルでの損害を推定することなどを求めている。

#### 軍記念日パレードの実施【8日】

8日、ブワシュチャク国防大臣は、すべてのポーランド人にとって特別なヴィスワの奇跡を記念した8月15日のポーランド軍記念日にワルシャワで3年ぶりに大規模パレードを実施することを明らかにした。パレードは午後2時からヴィスワオストラダで行われ、200の装備品と92機の航空機、2,000人の軍人が参加する。

#### ポーランド・エストニア・ラトビア・リトアニア外相によるベラルーシの違法な大統領選挙に関する共同声明発表とラウ外相によるスピーチの実施【9日】

9日、ポーランド・エストニア・ラトビア・リトアニア外相たちは、ベラルーシの違法な大統領選挙から3年経った機会を捉えて共同声明を発表した。同声明では、3年前にルカシェンコ氏が不正な大統領選挙のもと勝利を宣言し、それによりベラルーシ国民の民主主義的利益と願望を侵害したこと、違法な政権により大規模な国内弾圧、戦争犯罪や侵略犯罪への加担、ベラルーシ主権の急速な弱体化、地域の不安定化などをもたらしていると指摘した。同日、ラウ外相はスピーチを公開し、ベラルーシ国民への理解と共感を示した。

本年1月以降、国境警備隊は、ベラルーシからの不法な越境を1万6,000件以上記録している。ポドラシェ県では、ベラルーシに通じる全ての道路検問所が閉鎖されており、クジニツァとシェミアヌフカの鉄道検問所のみが開いている。

#### ロシア諜報機関のベラルーシ人スパイが逮捕【4日】

内務省公安庁(ABW)は、4日、ロシア諜報機関のスパイ容疑でベラルーシ人の男を逮捕したことを明

らかにした。ポーランドで活動が確認されたロシアのスパイネットワークにおいて16人目の逮捕者となる。

このベラルーシ人の男は、2021年にポーランドに来訪し、同ネットワークの調整者と接触し、軍事施設、港湾等の重要インフラに関する情報収集のほか、ポーランドの治安上の脅威となり得る妨害活動にも従事し、定期的に報酬を受け取っていた。ポーランド国外のサンクトペテルブルクやクリミアでもロシア人と接触していた。

#### ベラルーシとの国境の治安状況等に関する内務・行政副大臣発表【7日】

マチェイ・ヴォンシク内務・行政副大臣は、増加の一途をたどるポーランド・ベラルーシ国境の現状について、会見を開き報道陣に説明した。国境警備隊のトマシュ・プラガ司令官も出席した。

内務・行政副大臣によると、ロシアとベラルーシの特殊部隊が同国境の状況を悪化させ続けており、ポーランドは増大する移民の圧力に直面している。密航業者とベラルーシの治安当局員が最大40か国から移民を連れてきて不法な越境を手助けしているほか、ベラルーシの警察官が電動工具等を私用してフェンスを破壊する事例も確認されていると指摘した。また、国境を警備するポーランドの部隊に対する攻撃性が高まっており、石や瓶が投げつけられる事案も発生しているという。

同席した国境警備隊の司令官によると、移民が乗車するモスクワからの列車が毎日6～7本ベラルーシに到着し、ベラルーシの国境検問所の中継地点に移民が輸送されている。移民らは非常に攻撃的で、組織されており、ベラルーシの将校に率いられているという。

## 経 済 経済政策

#### 児童手当を800ズロチに増額【7日】

ドゥダ大統領は、ポーランドの代表的な児童手当「家族500+」を来年から300ズロチ（68ユーロ）増額し、800ズロチ（181ユーロ）とすることに署名した。この変更にかかる費用は54億ユーロである。同大統領の署名には、モラヴィエツキ首相、マロング家族・社会政策大臣が同席した。

ポーランドの与党保守党「法と正義」(PiS)が2016年に導入したこの制度は、当初「家族500+」と名付けられ、今回「家族800+」に改名される。

#### ウクライナの穀物問題【7日】

ウクライナ農家は、ロシアの穀物協定停止により、輸出に支障が出ることを恐れて作付けを減らしている。海上輸送に比べ鉄道輸送能力が限られていることが、懸念を増幅させている。作付けの減少は、2年以上の穀物不足と価格上昇を引き起こすと予測されている。

EUと飢饉予防団体は、ウクライナの穀物輸出にコストのかかる代替手段を求めている。ドナウ川水路は輸送能力に制約があり、ドローンによる攻撃など安全面でも脆弱であるため、魅力的な選択肢とは言えない。鉄道輸送は実行可能ではあるが、途中で売却される穀物もあり、スロバキアやポーランドなどの国々の需要に影響を与えるという問題がある。これに対処するため、貨車の密封や不正販売を防ぐための検査など、厳しい輸送規則が施行されている。欧州委員会の一時的なウクライナ産穀物の通過国での販売禁止措置は承認されたものの、その適用は限定的である。

このような課題の中、ウクライナの穀物生産は戦争と混乱により37%減少した。黒海回廊は2024年後半まで閉鎖され、供給はさらにひっ迫する。ロシア

は市場シフトの恩恵を受け、カナダ、アルゼンチン、オーストラリアなどの主要穀物生産国はこの状況を利用している。

#### 2023年予算法の改正が完了【7日】

ドゥダ大統領は、経済成長率0.9%、インフレ率12%を目標とする今年の修正予算に署名した。ポーランド議会両院は、ロシアがウクライナに侵攻する中、公共部門、農業、国防により多くの資金を回すため、今年度予算を修正する政府の計画を承認した。

財務省によると、修正後の財政赤字は920億ズロチ（207億ユーロ、228億米ドル）程度となる見込みで、当初目標の680億ズロチから増加する。2023年の歳入総額は6,014億ズロチ、歳出総額は6,934億ズロチが見込まれている。

#### ニエジェルスキ保健大臣の辞任【8日】

8日、モラヴィエツキ首相はアダム・ニエジェルスキ保健大臣の辞任を受理し、後任としてカタジナ・スイカ氏が就任すると発表した。辞任の背景として、3日、当地民間放送局TVNが2日に施行された新しい処方箋規則によって鎮痛剤を受け取ることができないポズナン市の患者に関する映像を放映した際、医師が「必要な薬を処方することができない。」とコメントしたところ、その後ニエジェルスキ大臣は、同医師が自分自身に鎮痛剤を含む規制された薬を処方したという主張と、同医師の個人情報（旧ツイッター）に公開した。同医師は、ニエジェルスキ大臣に対し、謝罪とポズナンのホスピスへの10万ズロチ（22,580ユーロ）の支払いを求める法的通知を出した。7日、保健省のアンドルシェヴィチ報道官は、「電子処方システムをチェックした結果、同医師が患者に対してそのような薬を処方しようとしたことはなかった。」と述

べた。これを受け、首相は、大臣の過ちではなく患者の利益に焦点を当てるため解任を決定したと述べた。スイカ氏は、現在37歳で、与党「法と正義」(PiS)

の下院議員かつ内科医であり、林学の学位も取得している。

## マクロ経済動向・統計

### 2023年上半期の予算年間計画達成率44.8%【9日】

ポーランド財務省は2023年上半期予算案を発表し、定率税による大幅な歳入増を明らかにした。この税による国家予算収入は、6月以降193億ズロチ近くに達し、年間目標の52.5%を達成した。定率税の上昇は、健康保険料の不利な変更により納税者が一時所得税からシフトしたためとされる。新制度では、定率税は、従来の17%の直線税率に代わり、所得に応じて、2%から17%までの10段階の税率が設定されている。

しかし、個人所得税(PIT)は低水準にとどまり、定率税を含めても2023年上半期の目標の37%にしかなかった。定率税を除いた個人所得税の税収は105億ズロチで、個人所得税の年次精算と「ポーランド・ディール」改革のマイナスの影響を反映している。2023年上半期の付加価値税(VAT)収入は合計1,180億ズロチで、年間計画の41.5%であった。同省は、インフレ防止のためのVATと物品税のシールドからの移行にもかかわらず、2023年下半期にはVATの実績が改善すると予想している。GDP成長率の低迷と経済停滞により、VATと法人所得税(CIT)の歳入目標に懸念が生じている。

予算修正案では、法人所得税収入が6,010億ズロチと予想されているが、2023年上半期の収入は2,700億ズロチであり、このギャップを埋めるためには、2023年下半期に大幅な歳入増が必要となる。

### 雇用求人率84%で、経験者を求める求人率が増加【9日】

人材紹介システムの報告によると、ポーランドの7月の新規求人数は約285,700件で、前月より若干増加し、雇用市場は安定化の兆しを見せている。これは前年をわずかに下回るものの、専門家は、新たな経済状況への調整期間を経て、雇用市場が均衡

状態に達したことを示唆している。7月の失業率は5%にとどまり、安定を示した。市場では、雇用主が効率化を求め、特に経験者を求める求人が増加している。

### 2023年のGDP成長率は0.6%、2024年には2.8%に上昇する可能性【8日】

アーンスト・アンド・ヤング(EY)の最新レポートでは、ポーランドのGDPは2023年に0.6%成長し、その後2024年に2.8%、2025年に3.5%とさらに成長すると予測している。ポーランドを含む中東欧(CEE)諸国は、その経済ポテンシャルとより速いディスインフレにより、西欧諸国を凌駕すると予想されている。一方、ユーロ圏のGDP成長率は2022年の3.5%から2023年には0.7%に低下すると予想される。ポーランドとハンガリーは、2025年か2026年までにインフレ目標に戻ると予測されているが、ポーランドのインフレ率は、食料品に対する従前の付加価値税率が復活することにより上昇する可能性もある。

### ポーランド労働市場における外国人の雇用状況【4日】

EU全体が受け入れる外国人の数は、庇護希望者を除いて年間約280万人。現在、合法的な外国人労働者の60%は40歳未満である。社会保険庁(ZUS)は、ポーランドは年間20万~40万人の移民を受け入れ、2032年に生産性を維持するためには、ポーランドの労働年齢人口の8分の1が外国人になる必要があると見積もっている。

ポーランドで最も多い外国人労働者は、ウクライナとベラルーシ。続いて、インド、ジョージア、ロシア、トルコ、ベトナム、モルドバ、中国、ウズベキスタン、バングラデシュとなっている。

## ポーランド産業動向

### 2023年上半期のPAIHによる輸出支援【4日】

2023年上半期、投資誘致と輸出支援を担当するポーランド投資・貿易庁(PAIH)は、1億1300万ズロチに相当する333件の輸出契約の締結を支援した。2022年の同時期と比較して件数は70%増加しており、2022年では、PAIHの支援を受けたポーランド企業が454件の契約を締結し、総額は5億5880万ズロチに達した。今年の主な契約は食品、機械、ヨット、建設、重工業分野であった。PAIHは4,721のポーランドの顧客と1,426の外国の顧客を支援し、約16,000件の支援サービスを取り扱い、特筆

すべきは、ポーランド人と外国人起業家のB2Bマーケティングが235%増の2,600件に急増したことである。

### グダンスク港における貨物総量の記録更新【9日】

2023年上半期にグダンスク港の埠頭で取り扱われた貨物の総量は4,120万トンとなり、前年同期比で36%増加したと報告された。主に液体燃料が1,830万トン(前年同期比59%増)、石炭が840万トン(同117%増)などエネルギー原料の取扱量が増加した一方、一般貨物の取扱量は前年同期比6%

減の1, 100万トンとなった。同港の業績について、同港のCEOは2022年の積み替え記録を更新すると述べた。

#### 大手携帯通信事業者4社による5Gオークションへの入札【9日】

電子通信局(UKE)は、大手携帯通信事業者4社(P4、Polkomtel、Orange、T-Mobile)が、いわゆるCバンド(3.4~3.8GHz)の周波数ブロックの最初のオファーを提出したと発表した。100MHzのブロックが4つ用意されており、1つの入札価格は4.5億ズロチである。UKEは8月29日までに、オファーがオークションの条件を満たしているかどうかチェックする。実際には、この条件によって大手4社以外の企業は参加できなくなった。新しい周波数は年内にも使用可能となる。

#### 8月10日から、ポーランドが中国の旅行会社が団体旅行を企画できる国のリストに掲載【10日】

駐ポーランド中国大使館は木曜日、世界的なCOVID-19の大流行により3年間凍結されていたポーランドへの団体旅行が、8月10日から中国の旅行会社が再び企画できるようになったと発表した。

グトモストヴィススポーツ観光副大臣はPAPに対し、「これは入国観光の復興における良いマイルストーンであり、協力のポジティブな効果である」と述べた。

昨年12月、中国当局は3年間のゼロコロナ政策と、それに伴う厳しい制限を解除した。1月、中国は封鎖解除を発表し、北京は国境を開放し、タイ、ロシア、キューバ、アルゼンチンを含む20カ国への団体旅行の試験的許可を出した。3月に発表された第2弾は、ネパール、フランス、ポルトガル、ブラジルを含む40カ国を対象としている。

#### ポーランドは商業用不動産投資において中・東欧をリード【11日】

コンサルタント会社のColliersのデータによると、中東欧の商業用不動産市場への投資額は今年上半期に20億2000万ユーロに達し、そのうちポーランドが42%(8億100万ユーロ)を占めた。チェコは34%のシェアで2位だった。ブルガリアは同地域で唯一、前年同期比で投資額が増加したが、その他の

市場では42%から87%の範囲で投資額が減少した。

Colliersでは、第3四半期のポーランド市場は引き続き適切な価格水準を模索し、夏場のため低水準が続くと予想している。今後数ヶ月の間に、専門家は、いくつかのオフィスやロジスティクスの取引が成立し、商業資産への関心が若干高まると予想している。

#### PCFグループは251万株のシリーズGの需要積み上げ方式での株式発行を開始した【11日】

ゲーム開発会社PCFグループは、約251万株を上限とするシリーズG株式の発行を開始した。株式は第三者割当て募集され、ブックビルディングは8月10日まで行われる。

同社の目標は、1月に発表された開発戦略の更新のための資金確保の第2段階の一環として、株式の発行により少なくとも1億900万ズロチを調達することである。シリーズGの株式発行は、今年5月と6月に行われたシリーズFの株式発行を補完するものである。

#### 倒産件数は21.3%増加した【11日】

中央統計局が発表したところによると、第2四半期に倒産した企業は97社で、前年同期に比べ21.3%増加した。第2四半期の企業登録件数は88,549件で、5.5%減少した。

中央統計局の報告によると、工業、サービス業、宿泊・飲食業、その他の部門で倒産件数の増加が記録された。一方、倒産件数が減少したのは、貿易、自動車修理、建設、情報通信であった。運輸・倉庫業の倒産件数は変わっていない。

#### シヨパン空港、7月の旅客数は約200万人【11日】

ワルシャワ・シヨパン空港は7月に194万人の旅客を輸送し、新記録を樹立した。シヨパン空港の記録的な日は7月16日で、一日に67,000人の旅客がチェックインした。2023年に入ってから、同空港の旅客数は1,000万人を超えた。630万人以上がシェンゲン協定加盟国を、400万人近くが非シェンゲン協定加盟国を利用した。

## エネルギー・環境

#### 原子力分野の従業員育成【7日】

7日、ポーランド国営原子力発電会社(PEJ)とワルシャワ工科大学がポーランドの原子力発電所の従業員育成に関する協定に調印した際、ウカシェフスカ=チシェチャコフスカ戦略的エネルギー・インフラ担当政府全権委員は、今後50年間に原子力分野で4万人の雇用が必要になると述べた。同委員は、これは原子力発電計画の次の要素と述べ、ポーランド

の新しい経済分野の発展に伴う課題に対応するための職業教育、中等技術教育、高等教育がすでに実施されていると断言した。調印式には、グィボルゲ=チェトヴェルティンスキ気候・環境副大臣も出席し、各原子力発電所には4,000名の雇用を創出すると述べた。

#### hiPower Europe、ポーランドで事業活動を開始

## 【7日】

水素と燃料電池の技術開発を専門とするhiPower Europe社は、ワルシャワ証券取引所に上場しているECプラットフォーム運営のArena社と投資契約を締結した。この契約により、逆買収を経てワルシャワ証券取引所の上場企業となる。hiPower Europe社は、ヨーロッパで初めて、残留ガスから水素を回収する革新的な技術を開発した。同社はまた、電気・熱生産用のメタノール燃料電池や移動式電気自動車充電ステーションも保有している。

hiPower Europe社の社長兼共同創業者のヤチェク・グリニアク博士は、「水素技術がヨーロッパに進出しつつある。私たちは、台湾での初期導入に続き、私たちの世界的に革新的なソリューションが世界のさらに多くの地域に広がっていることを嬉しく思う。我々は、この大陸におけるグリーン革命に貢献し、上場企業の仲間入りをすることで、我々のブランドの信頼性と認知度を高めることができると信じている」とコメントした。

## エネルギー多消費セクターへの支援【8日】

ブダ開発技術大臣は、ガス・電気料金高騰の影響を緩和し、雇用維持と事業継続を支援するため、政府がエネルギー集約型産業への支援プログラムを採択したと発表した。ブダ大臣によると、今年のスキームの予算は55億ズロチで、約3,000社が支援の対象となる。昨年同様、このプログラムは国家環境保護水管理基金(NFOŚiGW)によって管理される。

## ポーランド、炭素排出枠の売却で数十億ドルを稼ぐ【8日】

欧州エネルギー取引所とポーランド財務省のデータによると、EUの排出権取引制度の下、ポーランドの予算はこれまでに炭素排出枠の売却により総額約900億ズロチを受け取っており、そのうち約750億ズロチは2020年以降に売却されたものである。専門家によると、理論的には、政府はこれらの資金

の半分を炭素排出削減のための投資に充てるべきであるが、残りの半分は、全ての年金受給者を対象とした「13番目の年金」と低所得層を対象とした年1回の年金ボーナス支給「14番目の年金」や児童手当「500+」の800PLNへの引き上げのための資金として使用することができる。

## OSGE、SMRの環境認可を申請【8日】

Orlen Synthos Green Energy(OSGE)社は、ヴロツワフとオストロウエンカにある小型モジュール炉(SMR)の環境認可を、環境保護総局に新たに2件申請した。一方、スタヴィ・モノフスキエのBWRX-300原子炉については、環境保護総局がすでに同様の申請を処理している。他の候補地は、ドンブロヴァ・グルニチャ、クラクフのノヴァ・フタ、タルノブジェグ経済特区、ワルシャワ地域である。

## ポーランド、秋にエネルギー安全保障庁設立を視野に【11日】

ポーランドは、エネルギー安全保障庁(NABE)の設立プロセスを秋に完了させる予定であると、サシン国有財産大臣が記者会見で語った。この新組織は、既存の国有エネルギー企業であるPGE、Tauron、Enea、Energaから石炭資産を購入する予定である。サシン氏は、ポーランド政府はNABEの設立に関して欧州委員会と対話中であると付け加えた。10日、ポーランドの電力会社PGE、Tauron、Enea、Energaは、NABEへの石炭火力発電分社化の主要条件をまとめたタームシートを国有財産省と署名した。

## 今年はLNG出荷量において記録的な年になる — Gaz-System【11日】

ガス送電システム運営会社Gaz-Systemは、今年のLNG出荷量は記録的なものになると予測している。さらに同社は、シフィノウイシチエ(Świnoujście)のLNGターミナルの操業開始以来、合計243件のLNG搬入を受けたことを明らかにした。同ターミナルの現在の再ガス化能力は年間62億立方メートル。

## 科学技術

## ポーランドの宇宙分野の動向【10日】

2023年、ポーランドは欧州宇宙機関(ESA)への拠出金を2億9,500万ユーロに増額した。これにより、ポーランドの企業は衛星通信、ナビゲーション、地球観測の分野における技術、製品、サービスの開発のための多くのプログラムに参加が可能となる。

9日、ブダ開発・技術大臣は、ポーランド史上2人目の宇宙飛行士が国際宇宙ステーション(ISS)のミッションに参加することを明らかにした。ポーランド人宇宙飛行士には、ポーランドの最先端技術をテストする機会が訪れる予定である。

前週の4日には、開発・技術省、ESA、米国のAxiom Space社がISSへのフライトに関する協定に署名した。ポーランド人のミッションへの参加は、ESAと米国NASAの承認を得る必要がある。開発・技術省は、Axiom Space社がESAと協力して、訓練施設やインストラクターへのアクセス、設備や安全認証、軌道上のマネジメント、ミッション終了後のサポートなど、ミッションの準備と完了に必要なことをマネジメントすると述べている。

ポーランドの宇宙関連企業は、ISSで実施する実験のコンセプトを提出することができ、開発・技術省及びポーランド宇宙機関と協力してESAによって提案募集が発表された。応募締切りは9月8日で、募

集に参加できるのはポーランドの宇宙分野の代表者のみである。採用されたプロジェクトは2024年にISSで実施される予定である。

#### 大使館からのお知らせ

#### 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

#### 欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q&A」

(パンフレットは、[https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_03.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html) に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_10.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html) に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\\_info/golgo13xgaimusho.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html) に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

#### 【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

#### 【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

#### 【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

### **孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ**

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

### **「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い**

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引っ越し、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### **新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起**

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: [cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

### マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

### 年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

### 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

### 旅券のオンライン申請等の開始について

2023年3月27日から旅券の申請手続きをオンラインで行うことができるようになりました。オンライン申請を行っていただければ、在外公館に来館する必要はなくなりますので、是非ご活用下さい。オンライン申請を行うためには、スマートフォンへの在留邦人用旅券申請アプリのインストールやオンライン在留届(ORRネット)への登録が必要となります。なお、新規旅券の受取は、引き続き当館に来ていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細: <https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100484349.pdf>

### 【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: [info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)、住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

## 文化行事・大使館関連行事

### 【開催中】 展覧会「広島・長崎 悲劇の陰で」【2023年8月6日(日)～9月17日(日)】

クラクフ市の日本美術技術博物館「マンガ」で、展覧会「広島・長崎 悲劇の陰で」が開催中です。広島平和記念資料館と長崎原爆資料館の協力により、被爆資料20点、写真パネル30点、被爆者の体験記などが展示されています。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, ul. M. Konopnickiej 26Kraków

詳細: <https://manggha.pl/en/temporary-exhibitions>

**【開催中】 展覧会「着物とは、着る物のことだ」【2023年7月21日（金）～ 11月26日（日）】**

ヴロツワフ市のヘンリク・トマシェフスキ演劇博物館で、展覧会「着物とは、着る物のことだ」が開催中です。日本の伝統文化や日本のファッションを紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Teatru im. Henryka Tomaszewskiego, Pl. Wolności 7A, Wrocław

詳細：<https://muzeum.miejskie.wroclaw.pl/exhibition/kimono-czyli-cos-do-noszenia/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

**皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

**【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))